

日中文化芸術専門学校 新入留学生学費減免規定

学校法人日中文化芸術学院
日中文化芸術専門学校
令和2年8月3日

令和2年8月3日の理事会決議を受け、指定校、日本語学校の理事長、校長推薦による新入留学生の学費減免基準を以下のように定める。

第一条 基準

以下のすべての条件に適合する新入留学生は減免を受けることができる。

- ・日本語学校に在籍し、卒業見込みの学生である
- ・出願時に在籍する日本語学校の理事長、校長の推薦を受け、推薦状を提出できる
- ・成績優秀で在籍する学校で出席率95%以上
- ・新入留学生学費減免願を提出していること
- ・新入留学生学費減免審議会の承認を得ていること

第二条 指定校特例

指定校から出願する学生は、本校と指定校の長年の信頼関係を考慮し、以下のように特例を設ける。

1. 推薦状の提出は試験後、第一回の学費納付締切日までの間でもよい
2. 新入留学生学費減免審議を免除

第三条 新入留学生学費減免審議会

理事長、校長、副校長を中心に、受理した新入留学生学費減免願の記載事項、試験内容、日本語学校での成績、出席状況に基づき審議を行う。